

令和2年3月12日

医学研究科 学生各位

医学研究科長 藤澤 正人

新型コロナウイルスに対する医学研究科の取扱いについて

令和2年3月10日の通知に引き続き、下記のとおり、新たにお知らせします。

なお、この取扱いは令和2年3月12日時点での対応であり、今後の状況変化により変更しますので、常に最新の情報に従って行動するよう注意してください。

記

【新規事項】

1. 欧州全域及びアメリカ合衆国全域への渡航不可について
欧州全域及びアメリカ合衆国全域も、中国（香港、マカオを含む）、韓国、イラン、イタリアと同様に、学生の渡航不可対象地域（以下「中国等」という）に含めることとします。
海外渡航の際、中国等内における第三国への乗り継ぎについても、原則不可とします。
欧州の定義については外務省 HP（※）を確認ください。
（※）外務省 HP (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/europe.html>)
2. 感染予防対策について
「新型コロナウイルスに対する本学の対応について（第6報）」に基づき、適切に対応してください。
（注）神戸大学 HP (https://www.kobe-u.ac.jp/NEWS/info/2020_01_29_01.html)
3. 海外渡航届について
私事の旅行や留学を含め、海外へ渡航する際には、必ず「海外渡航届」を提出することになっていますが、渡航予定を入力されたあとに渡航を取りやめた場合には、海外渡航届の「渡航の取り止め」にチェックをいれてください。

【引き続きの留意事項】

1. 中国等以外の流行国・流行地域（注：感染者が一人でも確認された国・地域）への渡航については、「自粛を強く要請」します。
（注）最新の状況については内閣官房 HP を確認ください。
内閣官房 HP (https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html)
2. 感染者が一人でも確認された国・地域から帰国した場合は、上記2に加えて、帰国後14日間は自宅に滞在（自宅学習等）し、登校しないでください。
また、教務学生担当係・指導教員に帰国後自宅滞在をする旨、必ず連絡してください。
（注）各学年の行事予定を各自で必ず確認してください。
3. 私事の旅行や留学なども含め、海外へ渡航する場合は、必ず「海外渡航届」を提出することになっていきますので、滞りなく手続きしてください。
（提出方法）GEMs にアクセスし、オンラインで提出してください。
[PC版] <http://gems.ofc.kobe-u.ac.jp/>
[スマホ版] <http://gems.ofc.kobe-u.ac.jp/mobile/>